

政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第1部）

政策の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

1. 消防の広域化等

【消防の広域化について】

- ・消防の広域化については、人口減少、大規模災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化に的確に対応するため、平成18年度に消防組織法へ位置付けて以降、推進期間を設けて取組を推進。

【「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正のポイント】

- ・令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、推進期限を令和11年4月1日までとしたほか、財政措置の拡充等により、広域化の推進を継続。

2. 増大する救急需要への対応

【令和5年中の救急出動件数等（速報値）の状況】

- ・令和5年中の救急自動車による救急出動件数（約764万件：対前年比+5.6%）・救急搬送人員（約664万人：対前年比+6.8%）（速報値）は、対前年比で増加。

【救急安心センター事業（#7119）について】

- ・救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、救急安心センター事業（#7119）の導入（全国24地域、人口カバー率58.9%）を強力に推進。（令和5年度末時点）

【マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化】

- ・マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に係る実証事業を、67消防本部660隊を対象に、令和6年5月中旬より、準備が整った消防本部から順次実施。

3. 消防防災DXの推進

【高度化に対応した消防指令・業務システムの導入】

- ・全国の要望を受け、消防指令システムの標準仕様書を令和6年3月に策定。

【情報収集・分析手段の充実等】

- ・緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、リアルタイムで災害情報を収集・分析できるようDX資機材（デジタル作戦卓など）を整備。また、災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を実施。

【消防団へのドローン配備・講習】

- ・消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防学校において消防団員に対するドローン講習を実施。

政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第1部）

4. 消防団の現状と今後の取組

【消防団の現状】

- ・令和5年4月1日時点の消防団員数は762,670人（前年度比▲20,908人(▲2.7%)）
- ・入団者数は8年ぶりに増加し、36,395人（前年度比+2,950人）
- ・重点的に取り組んできた女性・学生・機能別団員については増加傾向。

【消防団員の確保に向けた主な対策】

- ・消防団員の確保は喫緊の課題であることから、消防団の充実強化に向けて、女性や若者などの幅広い住民の入団促進のための広報の実施、消防団員の報酬等の処遇改善、消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の活用、消防団の装備に対する支援など、様々な施策を実施。

【総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について】

- ・令和6年2月に総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」を發出するとともに、企業・大学等との連携による入団促進や、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなどの取組をまとめた優良事例集を作成し、横展開を図っている。

5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

【緊急消防援助隊】

- ・大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度。平成7年創設。

【令和6年能登半島地震における消防機関等の対応】

- ・令和6年能登半島地震の際は、消防庁長官から災害発生自治体からの要請を待たず出動の指示。

6. 国民保護体制の強化

【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

- ・弾道ミサイル飛来時にどのような行動を取るべきか、住民の理解を深めるとともに、関係機関の連携強化が重要であることから、消防庁は内閣官房と連携し、国と地方公共団体と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施。

※令和5年度末時点における共同訓練の実施状況

（平成29年3月から令和6年3月まで）：42都道府県83市区町村84件

政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第2部）

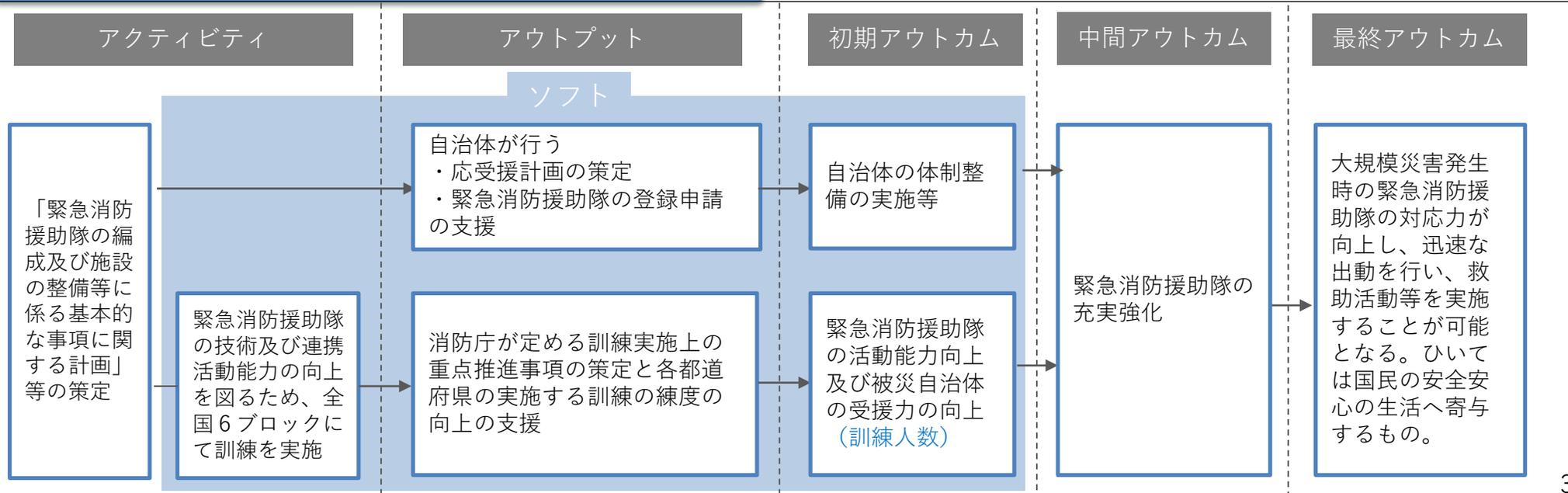
第2部のテーマ 緊急消防援助隊の充実強化について

1. 概要・背景など

- 緊急消防援助隊は大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度。
- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）を策定。基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録。
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法第50条に基づく無償使用制度を活用した車両・資機材を整備。
- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。平成15年6月消防組織法の改正により法制化。（平成16年4月施行）
- 創設以後、44回の出動。（内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回）
※能登半島地震では、災害発生自治体からの要請を待たず消防庁長官指示（消防組織法第44条第2項）による出動
- 激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の充実強化に取り組んでいく必要がある。

2. 効果発現経路

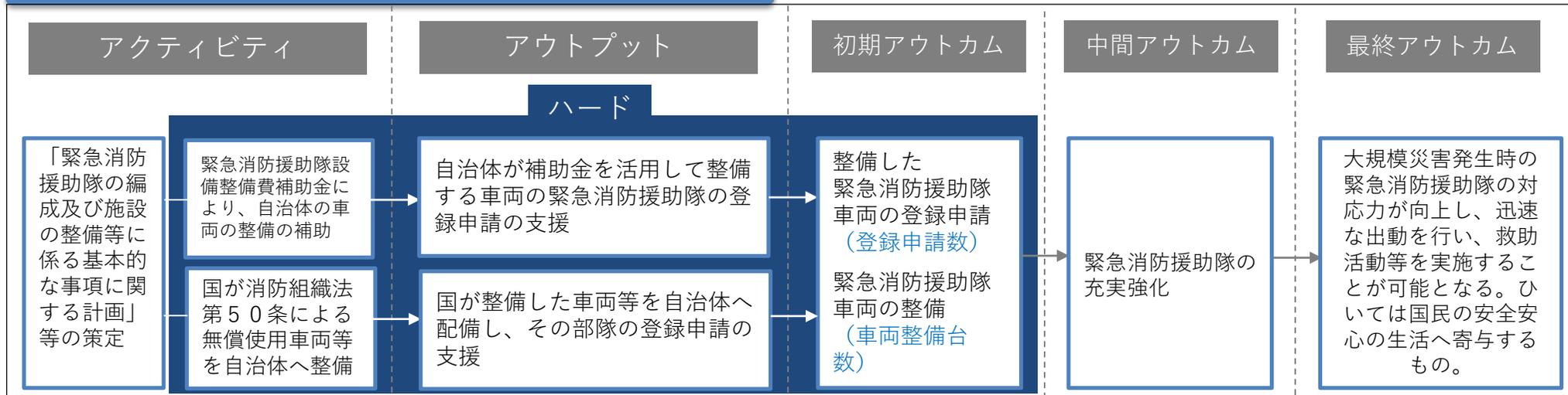
※（）内は指標



政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第2部）

2. 効果発現経路（つづき）

※（）内は指標



3. 現状・課題

<緊急消防援助隊の登録隊数>

登録隊数については、令和5年度までの目標数（6,600隊）を達成している。

<緊急消防援助隊における課題>

- 緊急消防援助隊は、災害等への対応を迅速かつ的確に行うために、部隊規模やその部隊の運用の検討を行いながら、市町村消防の協力を得て、組織されており、国（消防庁）としての施策、都道府県、市町村等で定める計画策定などを着実にを行うとともに、車両資機材の充実、部隊の連携強化を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震において、道路が一部使えない状況にあり、大型消防車両等が通行できない状況などがあった。

4. 想定している今後の方向性

- 緊急消防援助隊第5期基本計画について、南海トラフ地震等の今後想定される国家的非常災害への対応力を強化するために、令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動も踏まえ、目標登録隊数の増隊及び新たな部隊の創設並びに効果的な運用について検討を進める。
- 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するための緊急消防援助隊の体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を着実に推進していく。
- 緊急消防援助隊と関係機関の連携強化のため、大規模災害を想定した訓練等を実施するとともに、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。